

令和3年9月定例会 警察危機管理防災委員会（急施議案）の概要

日時 令和3年9月30日（木） 開会 午後 4時50分
閉会 午後 5時 4分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

高橋委員

- 1 10月1日以降、段階的緩和措置が実施されるが、どのくらいの期間の状況を見て、酒類提供や営業時間の短縮等の制限について段階的に緩和していくのか。
- 2 段階的緩和措置について、解除要件や施策を変更する場合の指標となる数字等はあるのか。
- 3 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の非認証店は20時まで、認証店は21時までの時短要請のため、異なる時間での調査が必要と考えるが、どのように調査を行うのか。

危機管理課長

- 1 国が定める基本的対処方針には、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下になるまで続けることを基本として、1か月を目途で定めるとある。今後の感染状況に応じ、専門家の意見を踏まえて、どの段階で更なる緩和を行うのか、必要に応じて見直していく。
- 2 同じ答弁となるが、ステージⅡ相当以下になるまで対策を続けていく。施策の見直しについては、感染状況を見ながら、専門家の意見を踏まえて対応していきたい。
- 3 認証店は21時までの営業、非認証店は20時までの営業という時短要請を行っているが、調査は21時以降に行うこととし、認証店、非認証店を分けることなく実施するというので、補正予算を要求している。調査は外観目視で行っており、認証店のステッカーを外に掲示していない店もあることで、認証店、非認証店の違いがなかなか分からない。このため、一律で21時以降の外観目視調査として補正予算の要求を行っている。

高橋委員

- 1 今回の段階的緩和措置の期限は10月24日となっているが、感染状況によっては、短縮や延長など、実施期間の変更もあるのか。
- 2 予算の制約もあり厳しい側面もあろうが、非認証店の20時までという部分を見過ごす制度設計になっているように見受けられる。このような不公平感が社会全体の分断を作っているように思われるが、この部分について何か工夫は行うのか。

危機管理課長

- 1 今後の感染状況によるが、専門家の意見を聞いた上で、10月24日より前に解除となる可能性もある。また、国の基本的対処方針で、緩和措置の期間は1か月を目途とすると定められているため、期間を延長する場合には1週間程度が限度となる。
- 2 繰り返しとなるが、外観から認証店と非認証店を見分けることが難しい。仮に20時台で調査とすると、21時まで営業している認証店との区別がつかないという問題が生じる。このため、21時以降の調査として補正予算をお願いしている状況である。

高橋委員

危機管理防災部だけが営業時間の確認をするということであれば、ルールが運用できていないということになってしまう。このため、他部の所管ではあるが、非認証店から協力金の申請があった場合には、担当の部において、営業時間の確認をしっかりと行って支給するように伝えてもらいたいが、いかがか。

危機管理課長

時短調査については、以前から産業労働部と危機管理防災部で情報共有、連携をしながら行っている。委員の御指摘については、産業労働部に伝えておく。

高橋委員

ルールを作った以上、そのルールに基づいていないことには補正予算の承認はできかねるため、しっかりとした対応をお願いしたい。(要望)

【付託議案に対する討論】

なし
